

東海地域における農林水産物・食品の 輸出促進について (政策編)



令和6年2月

東海農政局経営・事業支援部 輸出促進課

目次



- 1.これまでの政府の輸出促進政策の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.2～
- 2.農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（R 4年12月改訂）・・・p.4～
- 3.農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の概要・・・・・・・・・・p.20～
- 4.輸出関係予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.23～
- 5.輸出証明書発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.32～

1.これまでの政府の輸出促進政策の動き

政府の輸出促進政策

- 政府の輸出促進政策の方針は、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」が決定する「**農林水産業・地域の活力創造プラン**」において決定。
- 2019年4月、「**農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議**」を設置し、2019年6月、農林水産物・食品の更なる輸出拡大に向けた課題と対応の方向を取りまとめ。
- 2019年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について、政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律**」が成立（令和2年4月1日施行）。
- 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）において、**2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする**目標を設定。
- 2020年4月、輸出促進法に基づき、政府全体の司令塔組織となる「**農林水産物・食品輸出本部**」を設置し、「**農林水産物及び食品の輸出に関する基本方針・実行計画**」を策定。
- 経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、中間目標として、**2025年までに農林水産物・食品の輸出額を2兆円とする**目標を設定。
- 2020年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を決定。
- 2021年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂し、輸出促進法等の改正など施策の方向を決定。
- 2022年5月、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律**」が成立（令和4年10月1日施行）。改正法の成立を受け、2022年6月、「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂。
- 2022年12月、「**食料安定供給・農林水産業基盤強化本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂。

輸出促進法に基づく農林水産物・食品輸出本部の下での実施体制

- 輸出促進法に基づき、農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」を設置（令和2年4月）。
- 「農林水産物・食品輸出本部」の下で、実行計画を策定し、輸出先国における規制に係る協議やHACCP施設の認定等の国内対応を進捗管理。

農林水産物・食品輸出本部

【本部長】 農林水産大臣

【本部員】 総務大臣 外務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 復興大臣

農林水産物・食品輸出本部事務局

【事務局長】 農林水産省 輸出・国際局長

【事務局長代理】 農林水産省 大臣官房審議官（輸出本部担当）

【次長】 農林水産省 輸出・国際局 輸出企画課長
総務省、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び復興庁
の課長級の併任者

※ 農林水産省に関係府省庁の総合調整機能を付与するための閣議決定

※ 輸出本部の庶務は農林水産省輸出・国際局輸出企画課が処理する。

基本方針の策定

・輸出先国との協議 ・輸出円滑化措置（証明書発行・施設認定等） ・事業者支援 等

実行計画（工程表）の作成・進捗管理

・対米・対EU HACCP施設の認定等のスピードアップ ・輸出先国との協議の一体的実施 等

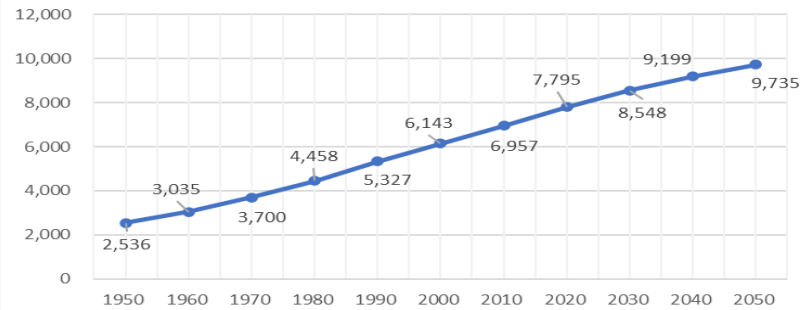
2.農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（R4年12月改訂）

日本が置かれている状況や背景について

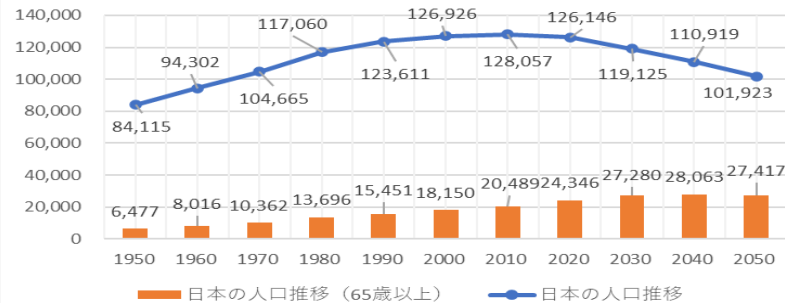
世界の人口と飲食料市場規模の今後の見込み

- **我が国の飲食料市場規模**は、今後、人口減少や高齢化の進展により、**減少**する見込み。
- 一方、世界人口の増加と食生活の変化により、**世界の食料需要**は**増加**する見込みであり、我が国の農林水産業及び食品産業が継続的に維持・発展していくためには、国内需要だけでなく、**海外需要も獲得**していくことが必要。

世界の人口推移（単位：100万人）



日本の人口推移（単位：1,000人）



国別・部門別の飲食料市場規模

	2015年				2030年			
	生鮮品	加工品	外食	合計	生鮮品	加工品	外食	合計
アジア	221	146	57	424	409	292	93	794
中国	137	95	33	265	243	204	52	499
インド	36	8	4	48	80	19	4	104
インドネシア	13	6	3	22	32	10	6	48
その他アジア	35	37	18	89	54	59	30	143
北米	47	93	83	223	55	105	125	284
アメリカ	37	72	76	186	41	80	118	239
その他北米	10	21	7	38	14	24	7	45
ヨーロッパ	53	97	60	211	62	105	75	242
南米・オセアニア	12	12	9	32	15	16	14	45
34か国・地域計	333	348	210	890	541	518	306	1,364

出典：総務省統計局「世界の統計 2022」

出典：農林水産研究所「世界の飲食料市場規模の推計」

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（R4年12月改訂）について



戦略の趣旨

- 2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成は、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（＝「マーケットイン」）体制整備が不可欠



改訂の概要

- 輸出促進法等の一部改正法の施行（R4年10月1日）等を踏まえ、R5年度に実施する施策、R6年度以降の実施に向け検討する施策について、その方向性を決定

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- ①輸出重点品目(29品目)と輸出目標の設定
- ②輸出重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③品目団体の組織化とその取組の強化
- ④輸出先国・地域における専門的・継続的な支援体制の強化
- ⑤JETRO・JFOODOと認定農林水産物・食品輸出促進団体等の連携
- ⑥日本食・食文化の情報発信におけるインバウンドとの連携

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- ⑦リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- ⑧マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開
- ⑨大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- ⑩輸出向けに生産・流通を転換するフラッグシップ輸出産地の形成
- ⑪輸出を後押しする農林水産事業者・食品事業者の海外展開の支援

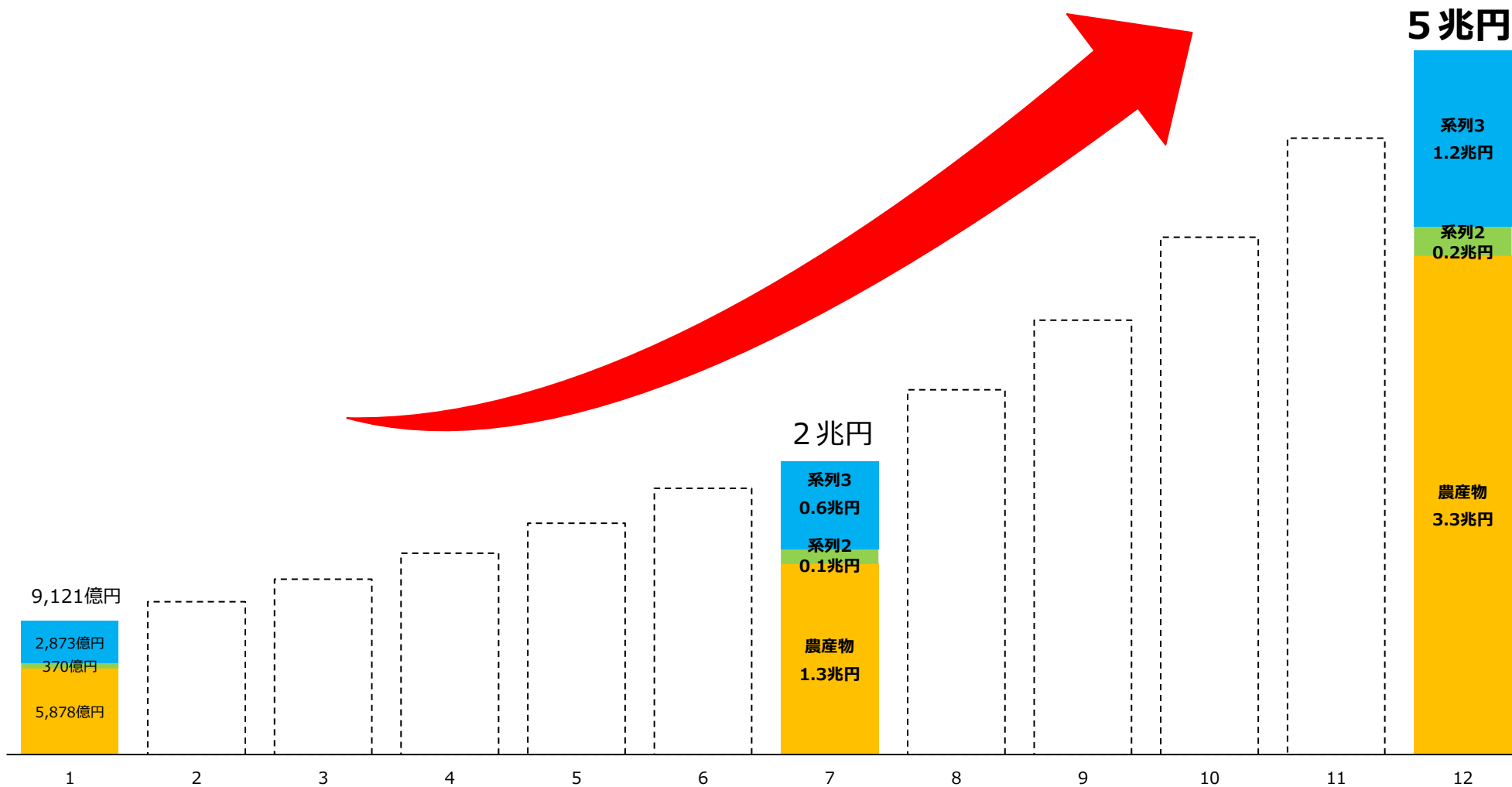
3. 政府一体となった輸出の障害の克服

- ⑫輸出先国・地域における輸入規制の撤廃
- ⑬輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ⑭輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- ⑮日本の強みを守るための知的財産対策強化

4. 国の組織体制の強化

新たな農林水産物・食品の輸出額目標

農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す。



※少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策①(輸出重点品目(29品目)の選定)

○海外で評価される日本の強みを有し、輸出拡大余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な29品目を輸出重点品目に選定。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉、鶏肉	とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏卵	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待。
牛乳・乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出の可能性。
果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品)、野菜(いちご)	甘くて美味しく、見た目も良い日本の果実は海外でも人気。
野菜(かんしょ等) ※	焼き芋がアジアで大人気。輸出が急増。
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。
茶	健康志向の高まりと日本文化の浸透とともに欧米を中心にせん茶、抹茶が普及。
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待。
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
錦鯉	日本文化の象徴としてアジア、欧州を中心に海外で人気。
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。
ソース混合調味料	カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒(日本酒)	「S A K E」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本産品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。

※その他の野菜(たまねぎ等)についても、水田等を活用して輸出産地の形成に積極的に取り組む。



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策②(重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標等の明確化)

○輸出重点品目毎に、輸出に向けたターゲット国・地域を特定し、ターゲット国・地域毎の輸出目標を設定。目標達成に向けた課題と対応を明確化。

牛肉 【目標額】
297億円(2019年) → 1,600億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
香港	51億円	330億円	消費者向け°Fレ-ションの強化。スライ肉、小割肉、加工品等の新たな品目の輸出促進。
台湾	37億円	239億円	
米国	31億円	185億円	
EU等	21億円	104億円	認知度向上のための°Fレ-ション。0インの輸出拡大と0イン以外の部位の新たな需要の開拓。
17ヶ国 輸出産地 21産地	6億円	55億円	認知度の低い地域や高所得者人口の多さを踏まえたオルヰャパンの°Fレ-ションの実施。

- ・ 生産から輸出まで一貫して取り組むコンソーシアムを産地で構築し、その活動を推進
- ・ 食肉処理施設等における輸出先国が要求する条件への対応
- ・ 牛舎等の施設整備、収益性の高い優良牛群への転換等による生産基盤の強化

○販路開拓

- ・ オールジャパンでの和牛の認知度向上に向け、日本畜産物輸出促進協会、JFOODOや輸出支援プラットフォームと連携したプロモーション等戦略的な商流の開拓
- ・ コンソーシアムによる産地と一体となった商談

コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品 【目標額】
52億円(2019年) → 125億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
香港	15億円	36億円	中食・外食を中心にした需要開拓。
米国	7億円	30億円	外食、EC等の需要開拓。 パックご飯・米粉の更なる市場開拓。
中国	4億円	19億円	EC、贈答用需要の開拓。指定精米工場等の活用・追加。
シカポ-ル	8億円	16億円	中食・外食を中心にした需要開拓。
台湾	5億円	9億円	中食・外食を中心にした需要開拓。現地産米との差別化。

○輸出産地 30産地

- ・ 千トン超の輸出用米の生産に取り組む産地を育成
- ・ 大口で輸出用米を生産・供給
- ・ 生産・流通コスト低減、輸出用米の生産拡大を推進

○販路開拓

- ・ (一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会による輸出先国・地域のマーケット情報の収集・発信、プロモーション等の実施

果樹(りんご) 【目標額】
145億円(2019年) → 177億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
台湾	99億円	120億円	大玉で赤色の贈答用に加え、値頃感のある中小玉果の生産・供給体制を強化。
香港	37億円	45億円	香港で好まれる黄色品種の生産・供給体制を強化。
タイ	4.5億円	5.5億円	富裕層のほか、買い求めやすい価格帯の生産・供給体制を強化。
ベトナム	2.2億円	2.6億円	
シカポ-ル	1.1億円	2.1億円	贈答用のほか、求めやすい価格帯の販売を通じた中間層の取り込み拡大。

○輸出産地 7産地

- ・ 既存園地の活用や水田への新植、省力樹形の導入等による生産力の強化
- ・ 産地と輸出事業者等が連携したコンソーシアムの形成

○販路開拓

- ・ (一社)日本青果物輸出促進協議会が策定した輸出戦略に基づく輸送実証、プロモーション活動などを支援
- ・ ジャパンブランド確立に向けた包装資材統一化の検討

ぶり 【目標額】
229億円(2019年) → 542億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
米国	159億円	320億円	小売店の調達基準を満たす生産の拡大と安定供給。 現地の食嗜好に合わせた商品を開発・製造。
中国	13億円	31億円	活魚の需要があるアジア向けに、活魚運搬船を活用した物流・商流を構築。
香港	11億円	40億円	
韓国	2億円	54億円	
ベトナム	17億円	41億円	養殖ぶりの供給拡大。
EU	4億円	21億円	EU向けHACCP認定の取得や小売店の調達基準を満たす生産の拡大と安定供給。

○輸出産地 11産地

- ・ 漁場の大規模化、沖合養殖の推進、生け簀の整備により増産
- ・ 育種や低魚粉飼料の開発により生産コストを低減

○販路開拓

- ・ 日本養殖魚類輸出推進協会を中心に、他の品目団体と連携し、品目間の相乗効果を発揮できるプロモーション等の実施。現地の食嗜好に合わせた料理レシピの開発。

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策③(輸出産地・事業者の公表、輸出事業計画の策定)

輸出拡大実行戦略に基づき、

- これまでに、主として輸出向けの生産を行う1,238の輸出産地・事業者をリスト化し、輸出事業計画を策定した者に対し、輸出産地の形成に必要な施設整備等を重点的に支援。
- これら輸出産地・事業者をサポートするために、食品事業者や商社OB等の民間人材を「輸出産地サポーター」として地方農政局等に配置。

輸出戦略においてリスト化した輸出産地・事業者

1,238産地・事業者を公表 (令和5年12月現在)

輸出重点品目	輸出産地数	輸出重点品目	輸出産地数
牛肉	21産地	コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	30産地
豚肉	6産地	製材	6産地
鶏肉	8産地	合板	8社
鶏卵	5産地	ぶり	11産地
牛乳乳製品	3産地、5社	たい	3産地
果樹(りんご)	7産地	ホタテ貝	2産地
果樹(ぶどう)	6産地	真珠	1産地
果樹(もも)	6産地	錦鯉	5産地
果樹(かんきつ)	14産地	清涼飲料水	7社
果樹(かき・かき加工品)	10産地	菓子	47社
野菜(いちご)	14産地	ソース混合調味料	15社
野菜(かんしょ・かんしょ加工品・その他野菜)	44産地	味噌	21産地
切り花	8産地	醤油	35産地
茶	11産地	清酒(日本酒)	641者
		ウイスキー	33者
		本格焼酎・泡盛	205者



輸出産地サポーターの配置

地方農政局等に民間の専門人材を「輸出産地サポーター」として採用するなどして、輸出産地・事業者の輸出事業計画の実行に向けて伴走型で支援

- 〈北海道〉
 - ・輸出商社、JETROでの勤務経験がある者を配置
- 〈東北〉
 - ・コメなどの食品輸出、輸出の手続きについての知見がある者を配置
- 〈関東〉
 - ・輸出商社での勤務経験がある者や食肉や農産物の輸出、輸出の手続きについての知見がある者を配置
- 〈北陸〉
 - ・輸出の手続きについての知見がある者を配置
- 〈東海〉
 - ・牛肉、茶、清涼飲料水などの食品輸出の知見がある者や輸出入物流の知見がある者を配置
- 〈近畿〉
 - ・輸出商社での勤務経験、食品の輸出や輸出入物流の知見がある者を配置
- 〈中国四国〉
 - ・輸出商社での勤務経験、輸出入物流の知見がある者を配置
- 〈沖縄〉
 - ・食品の輸出や輸出の手続きについての知見がある者を配置

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策④（認定農林水産物・食品輸出促進団体）

- 輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、国が輸出促進法に基づき「認定農林水産物・食品輸出促進団体」（認定品目団体）として認定する制度を令和4年10月より開始。
- 認定品目団体は、個々の産地・事業者では取り組み難い、非競争分野の輸出促進活動（市場調査、ジャパンブランドによる共同プロモーション）を行い業界全体の輸出を拡大。

認定制度

農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）

農林水産物・食品の輸出促進業務に、品目の生産から販売までの幅広い関係者が緊密に連携しオールジャパンで取り組む法人。

【必須業務】

- 輸出先国の市場・輸入条件（規制）等の調査・研究
- 商談会への参加、広報宣伝等による需要開拓
- 輸出に関する事業者への情報提供・助言



商談会

【任意業務】

- 輸出促進に必要な包材・品質等の規格の策定
- 輸出の取組みを行う事業者から拠出金を収受し、輸出促進の環境整備に充てる仕組みづくり（任意のチェックオフ）

認定申請



輸出促進法*第43条に基づき認定



主務大臣
(農林水産大臣・財務大臣(酒類のみ))

※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

認定団体に向けた支援

認定団体は、法律により①～④の特例や援助が得られるとともに、品目団体輸出力強化支援事業等で優先的に採択。

- ① 中小企業信用保険法の特例、② 食流機構による債務保証、
- ③ FAMICによる協力、④ JETROの援助

認定状況

◆令和4年10月の制度開始後、27品目15団体を認定。

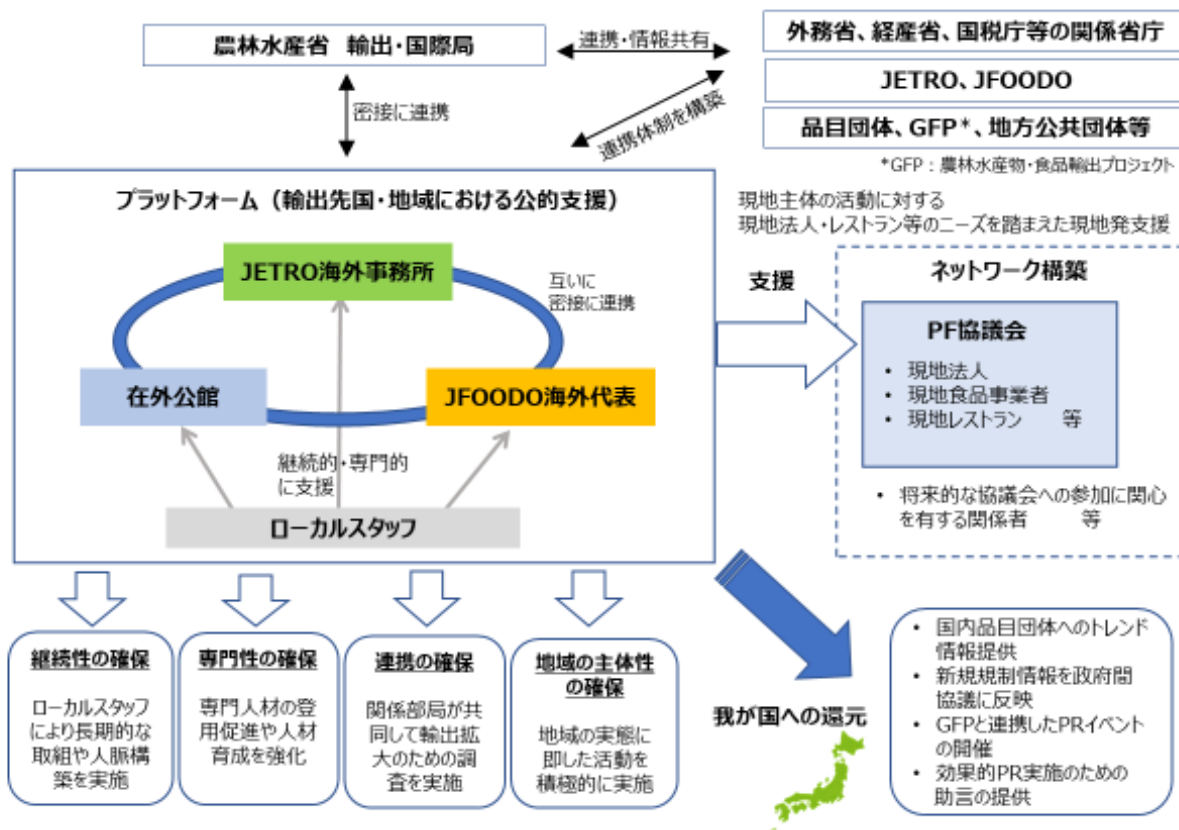
認定団体名	対象とする輸出重点品目
(一社) 全日本菓子輸出促進協議会	菓子
(一社) 日本木材輸出振興協会	製材、合板
(一社) 日本真珠振興会	真珠
日本酒造組合中央会	清酒(日本酒)、本格焼酎・泡盛
(一社) 全日本コム・コム関連食品輸出促進協議会	コム・パックご飯・米粉及び米粉製品
(一社) 全国花き輸出拡大協議会	切り花
(一社) 日本青果物輸出促進協議会	青果物7品目*1
(公社) 日本茶業中央会	茶
(一社) 全日本錦鯉振興会	錦鯉
全国醤油工業協同組合連合会	醤油
全国味噌工業協同組合連合会	味噌
(一社) 日本ほたて貝輸出振興協会	ホタテ貝
(一社) 日本養殖魚類輸出推進協会	ぶり、たい
(一社) 日本畜産物輸出促進協会	畜産物5品目*2
全日本カレー工業協同組合	ソース混合調味料のうちカレールウ及びカレー調製品

※1 りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜
 ※2 牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑤（輸出支援プラットフォーム）

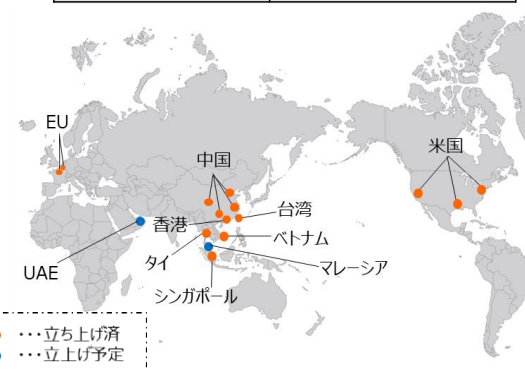
- 輸出支援プラットフォームは、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、マーケットイン・マーケットメイクの輸出を進めるため、輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援するため設立。都道府県、品目団体等との連携も強化。
在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員が主な構成員。
- 2022年4月の米国をはじめとして、EU、タイ等の8カ国・地域（14拠点）において立ち上げ済。今後マレーシア及びUAEにも設置予定。

輸出支援プラットフォーム（PF）のイメージ



プラットフォーム設置国・地域

設置国・地域	事務局設置都市
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
	ヒューストン
タイ	バンコク
シンガポール	シンガポール
EU	パリ
	ブリュッセル
ベトナム	ホーチミン
香港	香港
中国	北京
	上海
	広州
	成都
台湾	台北
UAE	ドバイ (候補)
マレーシア	クアラルンプール (候補)



(参考) JETRO・JFOODOの取組概要

- JETROでは、(1) 輸出セミナーの開催、制度・マーケット情報の提供、相談対応等の輸出事業者等サポート、(2) 海外見本市への出展支援、国内・海外での商談会開催によるビジネスマッチング支援等、輸出促進に取り組む国内事業者への総合的な支援を実施。
- JFOODOでは、日本産の農林水産物・食品のブランド力を高めて輸出拡大に貢献していくため、海外市場分析に基づく現地での戦略的プロモーションを実施。

輸出事業者等サポート

1. 輸出セミナーの開催

- ・商談スキルセミナー
- ・品目別セミナー
- ・海外マーケットセミナー

2. 制度・マーケット情報の提供

- ・品目別輸入制度調査
- ・海外有望市場商流調査

3. 相談対応

- ・農林水産物・食品輸出相談窓口
- ・海外コーディネーター(海外在住の専門家)による輸出支援相談

ビジネスマッチング支援

1. 海外見本市出展支援

JETROが主催・参加する海外見本市のジャパン・パビリオンへの出展をサポート

2. 国内・海外商談会

- ・国内・海外商談会
(世界各国の優良バイヤーとの商談会や、国内商社とのマッチング)
- ・常時オンライン商談
(随時海外バイヤーと商談アレンジ)

3. 食品サンプルショールーム設置

海外主要都市のジェトロ事務所等にショールームを設置し、バイヤーに新商品を提案

4. 専門家(輸出プロモーター)による個別支援

輸出に熱意があり有望な商品を持つ企業を専門家が一貫サポート

日本産農林水産物・食品のブランディング

JFOODOによる
戦略的プロモーション
対象品目



和牛、水産物、日本茶、
コメ、日本酒、本格焼酎、品目横断

海外市場の開拓

1. 海外コーディネーターによる新規バイヤーの開拓

2. 日本産食材サポーター店等と連携したプロモーション

3. Japan Street

- ・BtoBプラットフォーム(電子カタログサイト)

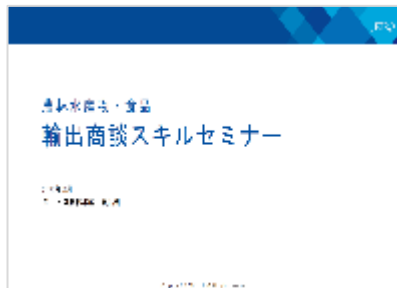
4. Japan Mall

- ・海外主要ECサイトでの買取販売支援

(参考) JETROによる農林水産物・食品の輸出促進の取組 輸出事業者等サポート

- 輸出セミナーの開催、制度・マーケット情報の提供、相談対応等を実施。

輸出セミナーの開催



輸出を目指す事業者を対象とした、商談スキル向上、最新の海外マーケットやトレンド、品目別での輸出先国の規制や輸出を進めるためのポイント等、テーマ・内容に応じた輸出セミナーを開催。

制度・マーケット情報の提供

農林水産物・食品の輸出支援ポータル



農林水産物・食品の輸出支援ポータル

<https://www.jetro.go.jp/agriportal.html>

輸出先各国の制度及び市場情報等について調査し、JETROポータルサイトで情報を提供。

相談対応

■ 農林水産物・食品輸出相談窓口

輸出を目指す事業者が気軽に相談可能な「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内・海外に設置。



■ 海外コーディネーターによる輸出支援相談

海外コーディネーター（農林水産・食品分野）による輸出相談サービス



JETROが海外に配置する農林水産物・食品分野の専門家（海外コーディネーター）が、Eメール相談、ブリーフィングを無料で実施。

(参考) JETROによる農林水産物・食品の輸出促進の取組 ビジネスマッチング支援等

- 海外見本市への出展支援、国内・海外での商談会開催、食品サンプルショールーム設置等によるビジネスマッチング支援、日本産食材等の需要喚起のためのプロモーション等を実施。

海外見本市出展・商談会開催



JETROが主催・参加する海外見本市のジャパン・パビリオンへの出展サポート（出展企業・団体を公募）※や、商社やバイヤーを招聘した商談会を実施。

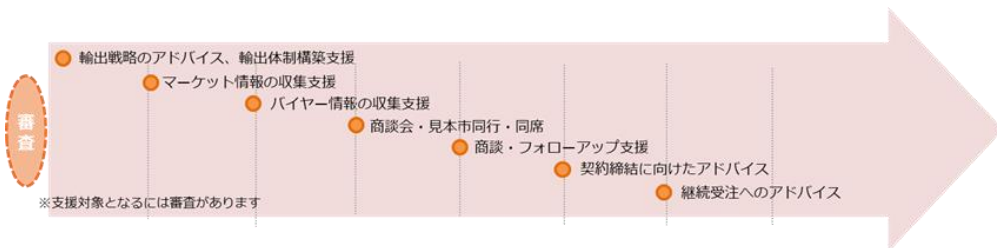
※一部出展経費をJETROが補助（見本市により補助対象・補助率が異なります）

食品サンプルショールーム設置



JETROの海外事務所等に、現地バイヤー等が随時閲覧・試食等可能な食品サンプルショールームを通年もしくはスポットで設置。現地バイヤーとの商談機会を提供。

輸出プロモーターによる個別支援



農林水産物・食品分野の専門家が、国内事業者の製品や会社の状況にあわせて戦略を策定し、マーケット・バイヤー情報の収集や海外見本市の随行、商談の立会い、契約締結までを一貫してサポート。

日本産食材サポーター店等と連携したプロモーション



海外で日本産食材を積極的に使用している日本産食材サポーター店（飲食・小売店）等と連携し、重点品目の販路拡大に向けた日本産食材等のプロモーションを実施。

(参考) 日本食品海外プロモーションセンター (JFOODO) の概要

- 農林水産業・地域の活力創造プラン（平成28年11月改訂）を踏まえ、平成29年4月に日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO ジェイフードー）をJETRO内に創設。
- SNSや動画等のデジタル広告、PRイベントの開催等現地でのプロモーションを実施。

組織体制

【センター長】 小林栄三（伊藤忠商事株式会社前会長・現名誉理事）
【執行役】 中山 勇 プロモーション担当執行役（COO）
北川浩伸 経営管理/広報・渉外担当執行役（CAO）
【スタッフ】 本部：39名（センター長、執行役含む）
海外駐在員：5名（ロンドン、パリ、香港、シンガポール、LA）
ほか、海外（7箇所）にフィールドマーケターを配置 <2023年7月1日現在>



プロモーション内容

動画コンテンツ制作

和牛生産者のこだわり動画
(The Story of Japanese Wagyu) (和牛・米国)



日本開運魚
(水産物・香港)



プロモーションコンセプトを訴求するための動画コンテンツを制作し、SNSでの発信やインフルエンサー等による拡散を実施。各国での認知向上、興味・関心の喚起を行う。

PRイベント・キャンペーン

香港における日本産水産物の
小売店向けキャンペーン



中国における日本酒の
メディア向けPRイベント



現地飲食店・小売店と連携したキャンペーンを展開。各国の歳時等とも連動させ、参加意欲を高めるとともに、おすすめの料理や食べ方を訴求し、購入意欲を喚起する。

事業者向けセミナー・ワークショップ

ソムリエを対象とした
日本ワインの試飲体験



米国のベーカリー事業者
向け米粉ワークショップ



現地飲食店のシェフ・ソムリエ等を対象としたセミナー・ワークショップを開催。コロナの中においてもオンライン形式で実施し、日本産食材の魅力を発信し、取扱い意向の向上に努める。

(参考) JFOODOプロモーションコンセプト

- 引き続き海外市場分析に基づく戦略的プロモーションを継続するとともに、品目団体との連携した取組等を強化し、海外現地における日本産農林水産物・食品のさらなる消費拡大に取り組む。

牛肉

One Bite Wonder

実施エリア

米国、欧州



ポジショニング目標

米国：日本産和牛のみが本物の和牛
欧州：究極の日本食材

取組内容

日本和牛のサシが生み出す五感に訴える特長を訴求するためのPRイベントや店舗キャンペーン、WEBやSNSでの情報発信を行う。また、現地事業者向けのガイドブック製作等にも取り組む。

水産物（ホタテ、ブリ、タイ）

実施エリア

香港、台湾、米国

ポジショニング目標

日本開運魚
※米国は別途設定



取組内容

香港・台湾はオンライン広告、現地店頭での販売促進活動を実施。米国ではブリを取扱品目とし、レシピ開発やWEB・マスメディアでの情報発信を行う。

日本茶

実施エリア

米国、欧州

ポジショニング目標

マインドフルネスビバレッジ



取組内容

オンラインを活用した消費者向け施策に加え、現地飲食店事業者をターゲットとし、メニュー開発やキャンペーンを実施することで、現地消費を拡大する。

コメ、米粉

実施エリア

<コメ> 香港
<米粉> 米国



取組内容

<コメ> 日本産コメを用いたレシピ開発、店頭プロモーション、消費者向け情報拡散等を行う。
<米粉> グルテンフリーベーカリー原料としてのポジショニングを確立するため、販促ツール制作、オンラインワークショップ等を行い、現地取扱を拡大する。

日本産酒類

実施エリア

<日本酒> 中国、香港、米国等
<本格焼酎> 米国
<日本ワイン> 香港



取組内容

<日本酒> 店頭でのプロモーション、営業サポートツールの制作、ディストリビューター向け説明会、PRイベント等を行う。
<本格焼酎> 体験イベントやWEB情報発信を通じ、「原材料の風味が豊かで、Barで楽しむことができる新しいタイプの蒸留酒」であることを発信。
<日本ワイン> 「広東料理等に最も合う食中ワイン」というポジショニングを確立するため、PRイベント、ディストリビューター向け説明会等を実施する。

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑥（産地形成）

- 輸出向けに生産・流通を転換するフラッグシップ輸出産地の形成に向けて、JA等と連携し輸出産地の育成や輸出事業者への支援を進めていく。

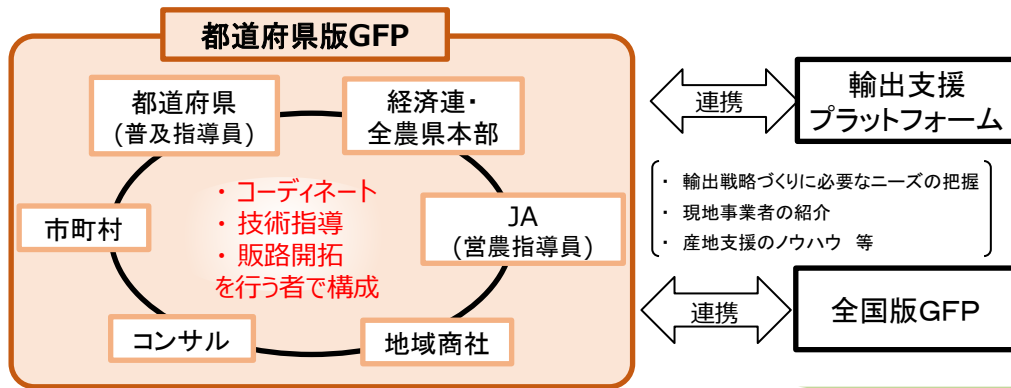
GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト

- **都道府県やJA、地域商社等が連携**し、生産から流通・販売まで、一気通貫で産地をサポートする体制を整備（**都道府県版GFPの組織化**）。
- この体制の下で、有機農法への転換や耕作放棄地を活用した生産拡大等の生産面の転換や、混載等の集荷方法等の転換を推進し、**大規模輸出産地のモデル形成を支援**。
- R4補正では、北海道、静岡、岐阜、新潟、京都、熊本、宮崎、鹿児島¹のJAが事業に参画。

【対応が必要な輸出先国の規制の例（りんご）】

輸出先国	植物検疫	残留農薬基準値（例） (ppm)		輸出実績 (R3)
		アセタミプリド	フェンハレレート	
香港	無	1	2	35億円
タイ	園地・選果場の登録	0.8	0.02	4億円
米国	園地・選果場の登録 + ・臭化メチルくん蒸 ・日米合同輸出検査 等	1	不検出	2.5百万円
(参考) 日本の残留農薬基準値		2	2	

都道府県版GFPの組織化による地域密着型の輸出推進体制の構築



使用農薬の見直しなど生産方法の転換

- ・ 大規模な有機農業への転換、使用農薬の見直し
- ・ 耕作放棄地を活用した輸出向け生産の拡大
- ・ ロス率低下やコスト低減のための新品種・新技術の導入



集荷、船積み方法の転換

- ・ 鮮度保持のためのコールドチェーンを確保した、産地直送型集荷方法の確立
- ・ 輸送コスト軽減や混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築 等



地域密着型の輸出推進体制を構築し、大規模輸出産地形成の横展開をするとともに、持続可能な農業構造への転換や、ひいては国内生産基盤の強化を図る。

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑦ (加工食品の輸出拡大に必要な支援)

加工食品クラスター

加工食品クラスターでは、食品製造業者等が連携して個社単独では難しい以下のような輸出拡大に向けた活動を実施。

複数品目、単一品目、地域単位、全国単位など地域の事業者の実情に応じ様々な団体の類型があり、事務局は構成員の食品製造業者、行政機関及び地域商社などが担っている。

<輸出拡大に向けた活動事例>

共同での海外プロモーション

単独での海外展示会への参加はハードルが高い

- 共同して、国内外の見本市・展示会への参加。
- 海外バイヤーの招聘



共同輸送

個々の事業者が小ロットでバラバラに輸出し物流コストが割高

- コンテナにおける混載、共同輸送
- 地域が一体となった地方空港・港湾の利用

ブランドの確立に向けた取組

ブランドの明確化による国際競争力の強化

- GI、地域団体商標等の取得
- 有機JASの取得



海外規制情報等の共有

単独では海外ニーズ調査は困難であり、各種規制情報等も把握できない

- 海外のニーズ・規制（特に添加物、包材）等の情報共有
- 農水省、JETRO等への相談や支援策の共同活用

HP : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kakou_cluster.html

加工食品クラスターの取組事例 :

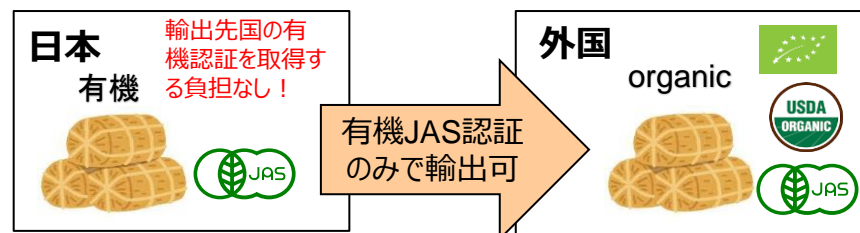
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/cluster/zirei.html>

有機JAS

米国・EU等の海外市場においては、有機食品の人気が高く、野菜、果実などの生鮮食品に加えて、加工食品でも有機製品が高値で販売され、その市場が拡大している。

有機同等性を活用した輸出

輸出先国との間で、有機同等性が締結されている場合、事業者は、日本の有機JAS認証を受ければ、輸出先国の有機認証を受けなくとも、輸出先国において「有機」と表示して流通が可能。



有機酒類の追加

改正JAS法（令和4年10月施行）に基づき、有機加工食品のJAS規格に有機酒類を追加。

米国やEU等と有機酒類の同等性の交渉を進める。

カナダとの間で令和5年8月31日より、台湾との間で令和6年1月1日より有機同等性を発効。

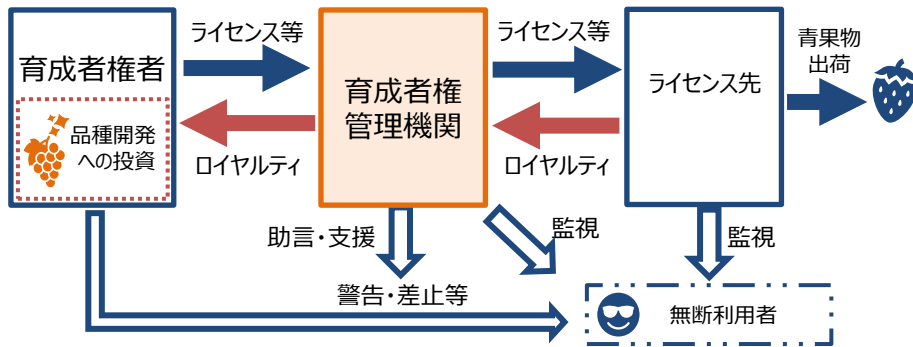


輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑧（知的財産の活用）

育成者権管理機関の取組の推進

- 育成者権者によって、海外への品種登録やライセンスによる実効的な侵害対応を行う育成者権管理機関の取組を推進。
- その一環として、海外ライセンス指針に則し、海外からのロイヤルティ収入を新品種開発に投資するサイクルや、輸出先国における周年供給モデル構築により輸出促進に寄与するライセンスの実現に向けた取組を後押し。

〔海外ライセンスイメージ〕



〔海外ライセンスと輸出による周年供給イメージ〕



効率的・効果的な模倣品対策の実施

- 地理的表示（G I）[※]登録により、その製品の名称の不正使用や模倣品を市場から排除し、当該製品の名称、ブランドを保護。
- EU・英国とG Iの相互保護、輸出支援プラットフォームへの模倣品疑義情報相談窓口の設置、輸出先国の状況に応じた知財権確立に向けた提案、侵害監視、侵害発覚時の対策支援等により、効率的・効果的な模倣品対策を推進。

・ G I 相互保護国では、外国当局が不正使用を取り締まり、排除。



・ 農水省において、海外のECサイトや店頭、商標出願におけるG I 名称等の不正使用を調査し、削除・修正を要請するとともに、冒認商標出願に対するG I 団体による異議申立を支援。

スペインのレストランで南米産牛肉のメニューに「TROPICAL KOBE BEEF」の表示

EU当局が取締り



・ G I により真正な日本産品としてアピールし、競合する外国産品を差別化

「中国産」市田柿と差別化

※ 地理的表示（G I）保護制度

その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護するもの。

3. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の概要

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の概要

1. 制定及び改正の背景

- ・農林水産物及び食品の輸出拡大に向けては、輸出先国による食品安全等の規制等に対応する必要があることから、輸出先国との協議、輸出を円滑化するための加工施設の認定等について、政府が一体となって取り組むための体制を整備するために制定（2020年4月施行）。
- ・2025年2兆円、2030年5兆円の輸出額目標に向け、オールジャパンで輸出先国・地域のニーズ調査やブランディング等を行う団体の認定制度の創設、輸出事業計画の認定を受けた者に対する新たな金融上の措置等、更なる輸出拡大に向けた施策を強化するために改正（2022年10月施行）。

2. 法律の概要

I 農林水産物・食品輸出本部の設置

- ・農林水産省に、農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚労大臣、経産大臣、国交大臣、復興大臣を本部員とする「農林水産物・食品輸出本部」を設置。
- ・本部は、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画（工程表）の作成・進捗管理を行うとともに、関係省庁の事務の調整を行うことにより、政府一体となった輸出の促進を図る。

II 国等が講ずる輸出を円滑化するための措置

- ・これまで法律上の根拠規定のなかった①輸出証明書の発行、②生産区域の指定、③加工施設の認定について、主務大臣（※）及び都道府県知事等ができる旨を規定。※主務大臣は、農林水産大臣、厚生労働大臣又は財務大臣。
- ・民間の登録認定機関による加工施設の認定も可能とする。
- ・民間の登録発行機関による輸出証明書の発行も可能とする。【改正法で措置】

III 輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

輸出事業者が輸出事業計画を作成し、当該計画の認定を受けた場合に、以下の支援措置を講ずる。

- ・食品等流通合理化促進機構による債務保証
- ・日本政策金融公庫による長期・低利の、設備資金・長期運転資金・海外子会社等への出資・転貸に必要な資金や債務保証
- ・施設等の整備に対する税制上（所得税・法人税）の特例
- ・輸出事業計画の認定手続と農地転用の許可手続のワンストップ化 【改正法で措置】

IV 認定農林水産物・食品輸出促進団体【改正法で措置】

- ・輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請に基づき、国が「認定農林水産物・食品輸出促進団体」（認定輸出促進団体）として認定する。
- ・認定輸出促進団体は、輸出先国でのニーズ調査等の調査研究や商談会参加等の需要開拓、輸出事業者に対する情報提供を行うほか、必要に応じて輸出促進のための規格の策定や任意のチェックオフの業務を行う。

金融・税制による幅広い支援（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）

- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設。
- ポイントは、
 - ① 輸出促進を目的に、**多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金。**
 - ② **非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応。**
 - ③ **償還期限は25年以内のため大規模投資に対応。**

資金の概要

- 1 貸付対象者** 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）
- 2 貸付限度額** 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（民間金融機関との協調融資を想定）
- 3 資金使途** 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
 - ① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用
例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用
 - ② 長期運転資金
例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など）
 - ③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金
（転貸に必要な資金の使途は①・②。）
- 4 償還期限**
25年以内（うち据置期間3年以内）
（中小企業者は、10年超25年以内）



※民間金融機関から保証付き借入れをする場合、農林水産省の予算事業により、支払った保証料のうち、借入当初から5年間、保証料の1/2相当額の支援が受けられます。

金融・税制による幅広い支援（税制上の措置）

- 農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し。

特例の概要

- 輸出促進法の改正を前提に、改正法の施行から令和5年度末までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、
 - ① 機械装置は30%、
 - ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる。

特例の要件

- ① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

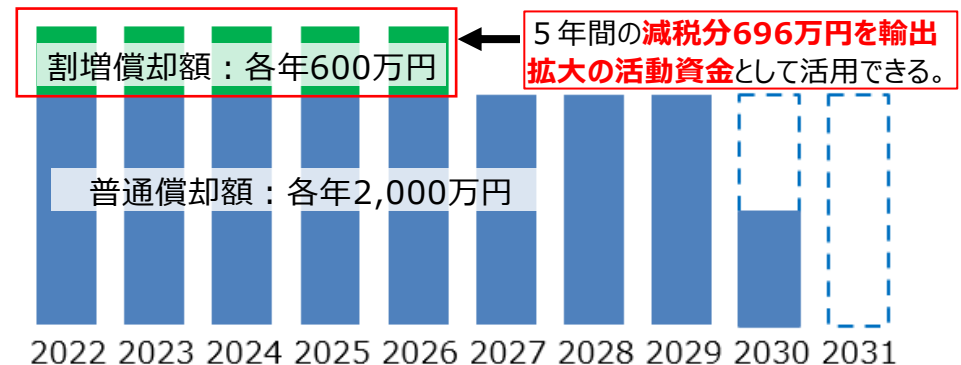
- ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
- ③ 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金を受けないこと

割増償却の効果

- 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間において、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減。

※1 普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）= 600万円
※2 割増償却額（600万円）×法人税率（23.2%）≒139万円

特例の適用イメージ



4.輸出予算関係

**令和5年度補正予算
令和6年度予算概算決定**

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進

<対策のポイント>

人口減少に伴い国内市場が縮小する中で、輸出の促進は国内の生産基盤の維持に不可欠であり、**輸出産地形成・供給体制の強化、戦略的な輸出の体制の整備・強化、知的財産の保護・活用の強化等**のための取組を支援することにより、食料安定供給の確保につなげます。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

1 生産・流通の転換による輸出産地の形成

- ・ 国内の生産基盤の強化や食料の安定供給体制の強化を図るため、みどりの食料システム戦略関連施策とも連携しながら、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地の形成を強化・拡大
- ・ GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した、産地・事業者への輸出診断や商流構築など輸出熟度や規模に応じた伴走支援、**輸出拡大に向けた人材育成・確保**等の取組を実施

等

2 海外における輸出支援体制の確立や戦略的サプライチェーンの構築

- ・ 主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを設置・運営し、都道府県や品目団体等と連携しつつ、オールジャパンでのプロモーションの効果的な展開や伴走支援等、輸出事業者を包括的に支援
- ・ 農林水産物・食品の輸出や海外での事業展開を後押しするため、現地の戦略的なサプライチェーンの構築に向けた実態把握など海外展開に役立つ調査の実施や日本の事業者への情報提供等により、海外展開を支援

等

3 生産者・事業者が輸出や海外展開に取り組む土台となる環境の整備

(1) マーケットインによる海外での販売力強化

- ・ 品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化、JETROによる輸出事業者サポート、JFOODOによる現地消費者向け戦略的プロモーション、日本食・食文化の普及を担う人材の育成等の取組を支援

(2) 海外への流出防止、競争力強化に向けた知的財産の保護・活用

- ・ 知財マネジメントの推進に向けた知財教育、専門人材の育成・確保を支援
- ・ 植物新品種の保護・活用に向けた育成者権管理機関の取組を推進
- ・ 海外における農業知財の侵害状況の把握、侵害対策、流出防止のための品種識別技術の高度化、GI等の登録による日本産品のブランド保護等を支援

(3) 政府一体となった輸出の障害の克服

- ・ 規制の緩和・撤廃に向けた協議を加速化、輸出手続の円滑化・利便性を向上、生産段階での食品安全規制への対応を強化、輸出向け施設の整備を支援

等

<対策のポイント>

国内の生産基盤の強化や食料の安定供給体制の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた**大規模輸出産地の形成等**を支援するほか、GFPを活用した**伴走支援**、**輸出人材の育成・確保等**を支援します。また、**品目等の課題**に応じた**取組支援**を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援（新規）

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、都道府県等が主導して、**生産から流通・販売に至る関係者が一体となって輸出の推進体制を組織化する取組**を支援します。また、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するための**生産・流通体系への転換**に取り組む際の追加的なコストに対して**輸出が本格化するまでの間支援**するなど、**大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等**を複数年にわたり総合的に支援します。

2. GFPを活用した伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援

輸出産地等の裾野を広げ海外市場に繋げるため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した産地・事業者への**輸出診断**や**商流構築**など**輸出熟度**や**規模**に応じた**伴走支援等**を実施するとともに、**人材育成機関と連携した輸出についての知見**や**輸出マインド**を有する**人材の育成**や、**関係省庁と連携した人材マッチング**によるニーズに合った**輸出人材の確保等**を実施します。

3. 品目等の課題に応じた取組支援

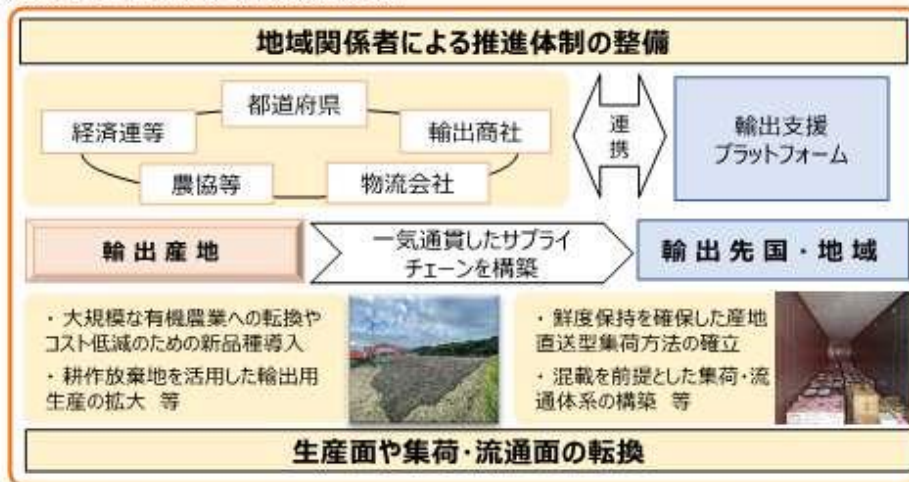
輸出リスクに対応した融資を円滑化するため、信用保証に係る保証料を支援します。また、輸出拡大に向け、日本発の水産エコーベルの普及やJAS等の国際標準化、加工食品に係る日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【大規模輸出産地モデル形成等支援】



【輸出産地等の裾野を広げるための伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援】

輸出診断、伴走支援 (農場の視察)

GFP交流イベント (GFP超会議の様子)

人材育成等 (研修でのグループディスカッション)

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課 (03-6744-2398)

<対策のポイント>

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者で組織する輸出推進体制の下**、海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体系**への転換を通じた、**生産から流通・販売まで一気通貫した輸出サプライチェーン**を構築する輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援（新規）

①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化

都道府県やJA系統等が主導して輸出の課題に取り組むため、生産から流通・販売に係る地域の関係者が参画する輸出推進体制の組織化や輸出支援プラットフォーム等との連携に係る取組を支援します。

②大規模輸出産地のモデル形成

①の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した輸出向け生産への転換や、混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、**生産から流通・販売まで一気通貫した輸出サプライチェーン**を構築する大規模輸出産地のモデル形成を支援します。

※①及び②両方の取組を行うことが必要です。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域における取組については、事業採択時に優遇します。

2. 輸出産地形成事業計画実行等支援

輸出産地形成を具体的に進めるための計画実行、生産・加工体制の構築、事業効果の検証など、輸出産地形成を進める取組を支援します（これまでに採択された取組の継続分に限る。）。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【大規模輸出産地モデル形成等支援】



【お問い合わせ先】輸出・国際局輸出支援課（03-6744-7172）

GFPコミュニティ構築支援加速化対策

【令和5年度補正予算額 300百万円】

<対策のポイント>

特定の輸出先国・地域への依存から脱却し、輸出先の多角化を図るため、GFPコミュニティを活用した、新たなマーケット（インド、メキシコ、ブラジル等）を対象とする輸出セミナーや新たに輸出にチャレンジする生産者・輸出商社の掘り起こし活動等を実施します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

輸出先の多角化を図るためのセミナーやコミュニティ機能の充実、伴走支援等の実施

300百万円

農林水産物・食品を安定的に輸出し、国内の生産基盤を維持するため、特定の輸出先国・地域への依存から脱却し、輸出先の多角化を図る必要があることから、GFPコミュニティを活用した、

- ① 新たなマーケット（インド、メキシコ、ブラジル等）を対象とする輸出セミナーの開催
- ② GFP登録者間の生産者と輸出商社とのマッチング強化等のコミュニティ機能の充実
- ③ 本省段階、地方段階における、輸出先の多角化等にチャレンジする生産者・輸出商社の掘り起こし活動や伴走支援

を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



① 新たなマーケット向け輸出セミナーの開催



② コミュニティ機能の充実



③ 伴走支援等の実施

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6738-7897）

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進のうち
輸出環境整備推進事業

【令和6年度予算概算決定額 1,348 (1,498) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 960百万円)

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国で講じられる規制等の調査・分析、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、輸出先国が求める食品安全規制等に対する対応の強化など、輸出事業者が輸出に取り組むための環境整備を実施します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 290 (291) 百万円

政府間交渉に必要となる科学的データの収集・分析、輸出障壁解消のための諸外国の規則に関する調査・分析や影響評価を実施します。

2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上 162 (162) 百万円

証明書発行や施設の認定を行う都道府県、登録認定機関等における研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入等を支援します。

3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化 896 (1,044) 百万円

- ① 事業者による輸出先国の規制等へ取り組む対応として
 - ア 畜水産物モニタリング検査
 - イ 国際的認証の取得、施設認定、輸出先国検査官の招へい、新たな規制等に対応するための検査、HACCPや規制への対応に係る研修等の開催等を支援します。
- ② 国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を行います。
- ③ HACCP認定施設の認定・監視等を行います。
- ④ 生産海域の指定等に向けた基礎データの収集等を行います。
- ⑤ 輸出先での残留農薬等の基準値設定申請に係るデータ収集等を行います。
- ⑥ 農林水産物・食品製造等施設の登録規制への対応を行います。

＜事業イメージ＞

【1. 協議の加速化】



科学的データの収集・分析や規則の調査

【2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上】



研修等による実務担当者の能力向上の支援



証明書発行業務の人員増強の支援

【3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化】



畜水産物モニタリング検査等の支援



国際的認証や施設認定の取得等の支援



HACCP認定施設の認定・監視等

＜事業の流れ＞



「お問い合わせ先」 輸出・国際局規制対策グループ (03-6744-1778)

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進のうち 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

【令和6年度予算概算決定額 152 (152) 百万円】
【令和5年度補正予算額 5,500百万円】

<対策のポイント>

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。

- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
- ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

2. 施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**（効果促進事業）を支援します。

<事業の流れ>



1年目には施設や機器の実施設計（効果促進事業を含む）のみを行い、2年目にこれらの整備を行う方法も選択できるように運用を改善します。また、みどりの食料システム法に基づく認定を受けた取組等については、事業採択時に優遇します。

<事業イメージ>



施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修



厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入



空気を經由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2375）

<対策のポイント>

加工食品は、農林水産物・食品の輸出額の約4割を占めるとともに、地域には魅力ある商品が多く存在し、輸出の伸びが期待できる分野です。しかし、中小企業が中心の食品製造事業者単独では、海外でのマーケティング、展示会等におけるプロモーション、ブランドの確立、物流コスト削減等の取組を行うことが困難です。このため、食品製造事業者等が連携して海外市場を開拓する取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 加工食品のPR、テストマーケティング、輸出人材の育成等

加工食品の輸出について、複数の食品製造事業者等が参画した商流拡大に向けたプロモーションやテストマーケティング、輸出人材の育成等を支援します。

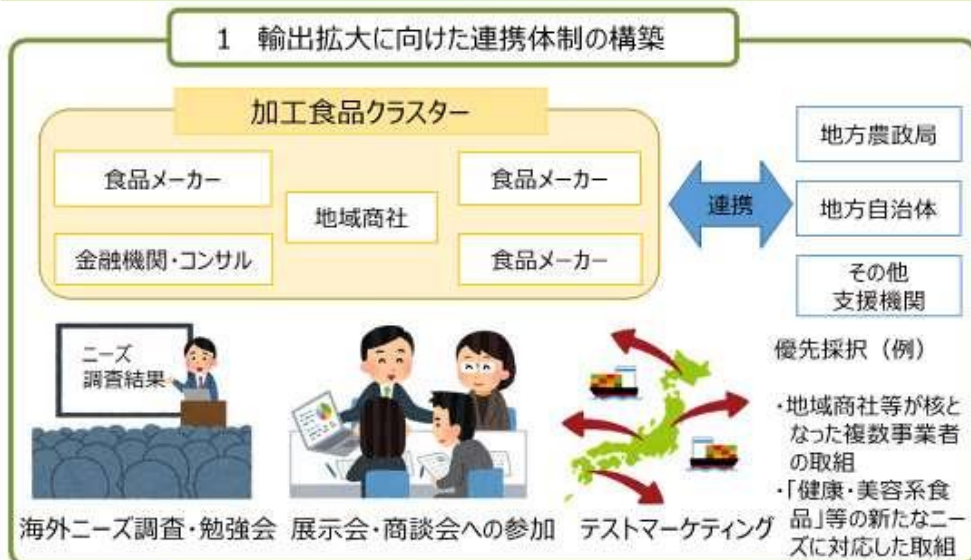
2. 輸出先国の規制等に対応した商品開発に必要な機械の導入等

輸出先国・地域の規制・条件等に対応した商品の開発・製造のために必要な機械導入等に係る費用を支援します。

3. 加工食品クラスター組成・育成・横展開

1、2による取り組みの管理や遂行のサポート、他地域への横展開などの取組を支援します。

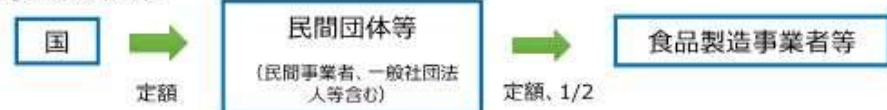
<事業イメージ>



2. 規制等に対応するための機械の導入等



<事業の流れ>



<対策のポイント>

野菜種子は、**安定供給のため**、日本の種苗会社が**世界各地に分散して生産し供給**しています。近年の食料生産との競合や気候変動、国内採種農家の高齢化等に対応し、より盤石な供給体制を築くため、**国内外の新たな採種地調査、国内の効率的な種子生産・保管技術等の開発・実証**を支援します。

<事業目標>

野菜種子の安定供給の確保

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 海外採種地調査等事業

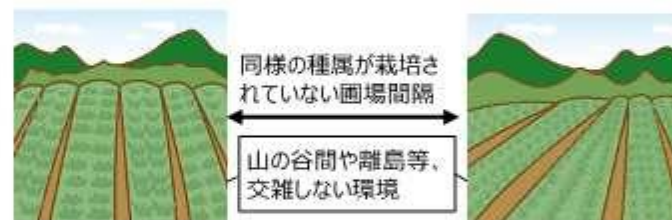
海外における採種地が、食料生産との競合や気候変動により、確保が難しくなる中、**将来にわたる野菜種子の安定供給**を目的として行う、海外における**新たな採種地の確保**に向けた**現地調査、栽培適正試験**等に必要な経費を支援します。

採種地調査

新たな採種地の開拓に向け、種子生産に必要な栽培環境等の調査、栽培適正試験、栽培実証等を国内外で実施。

調査項目（例）

- ・ 採種地への輸送アクセス
- ・ 栽培インフラ
- ・ 交雑防止の環境
- ・ 栽培・採種技術
- ・ 気候条件
- ・ 人件費、最低受託面積



2. 国内採種技術等開発・実証

採種農家の高齢化、人手不足に加え、採種には交雑防止可能な環境と高い栽培技術を要することを踏まえ、

- ① 国内における**新たな採種地確保**に向けた**現地調査**
- ② **効率的な種子生産・保管技術等の開発・導入**に向けた**実証**を支援します。

対象品目

指定野菜：国民消費生活上重要な野菜（キャベツ、ダイコン、ニンジン等14品目）
 特定野菜：指定野菜に準ずる重要な野菜（カブ、ゴボウ、ニラ等35品目）

国内の効率的な採種技術の開発・実証

- ・ 効率的な種子生産・保管技術や新たな品目・品種の導入実証
- ・ 新規で種子生産に取り組む生産者への研修



適地の少ない国内採種には工夫が必要

<事業の流れ>



世界各地に分散した生産によりリスクを回避するとともに、国内の種子生産基盤を維持し、生産・供給構造を強靱化

5.輸出証明書発行

輸出証明書発行、区域指定、施設認定の手續の一本化

- これまで農林水産省、厚生労働省、国税庁、都道府県等がそれぞれ通知に基づいて行っていた、輸出に必要な①輸出証明書発行、②生産区域指定、③加工施設認定を法定化（輸出促進法第15条～第17条）。
- 国・品目別に定められていた約180の輸出証明書発行、施設認定等の手續を輸出促進法に基づく手續規程として分かりやすく一本化し、ホームページに公表することにより利便性向上。

これまで

厚生労働省、農林水産省、国税庁がそれぞれ通知に基づいて実施。

厚生労働省所管
110本

農林水産省所管
43本

国税庁所管
1本

農林水産省・厚生労働省共管
22本

合計 176本

輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品
EU等	牛肉、家きん肉、食肉製品、乳製品 家きん卵及び卵製品、ケーシング ゼラチン・コラーゲン、水産物 ペットフード	シンガポール	牛肉、豚肉、家きん肉 食肉製品、家きん卵製品 水産物（ふぐ）	ミャンマー	牛肉
		タイ	牛肉、豚肉、青果物	メキシコ	牛肉、水産物
米国	牛肉、水産物	ナイジェリア	水産物	ロシア	牛肉、水産物
アラブ首長 国連邦	牛肉	ニュージーランド	牛肉、水産物（二枚貝）	韓国	家きん卵、畜産加工品、水産物
		アルゼンチン	牛肉		
インド	水産物、養殖水産動物用飼料	フィリピン	牛肉	台湾	牛肉、家きん卵及び卵製品 乳及び乳製品、食肉製品、水産物（貝類）
インドネシア	牛肉、水産物	ブラジル	牛肉 水産物 飲料・酢		
ウクライナ	水産物	ベトナム	牛肉、豚肉、家きん肉 水産物	中国	乳及び乳製品、水産物、錦鯉
ウルグアイ	牛肉				
オーストラリア	牛肉、水産物、養殖等用飼料	マカオ	牛肉、豚肉、家きん肉	各国共通	錦鯉（中国を除く） まぐろ類、めろ 原発事故関連証明書 自由販売証明書、酒類、水産動物等
カタール	牛肉	マレーシア	牛肉、水産物		
カナダ	牛肉、水生動物				

整理・統合

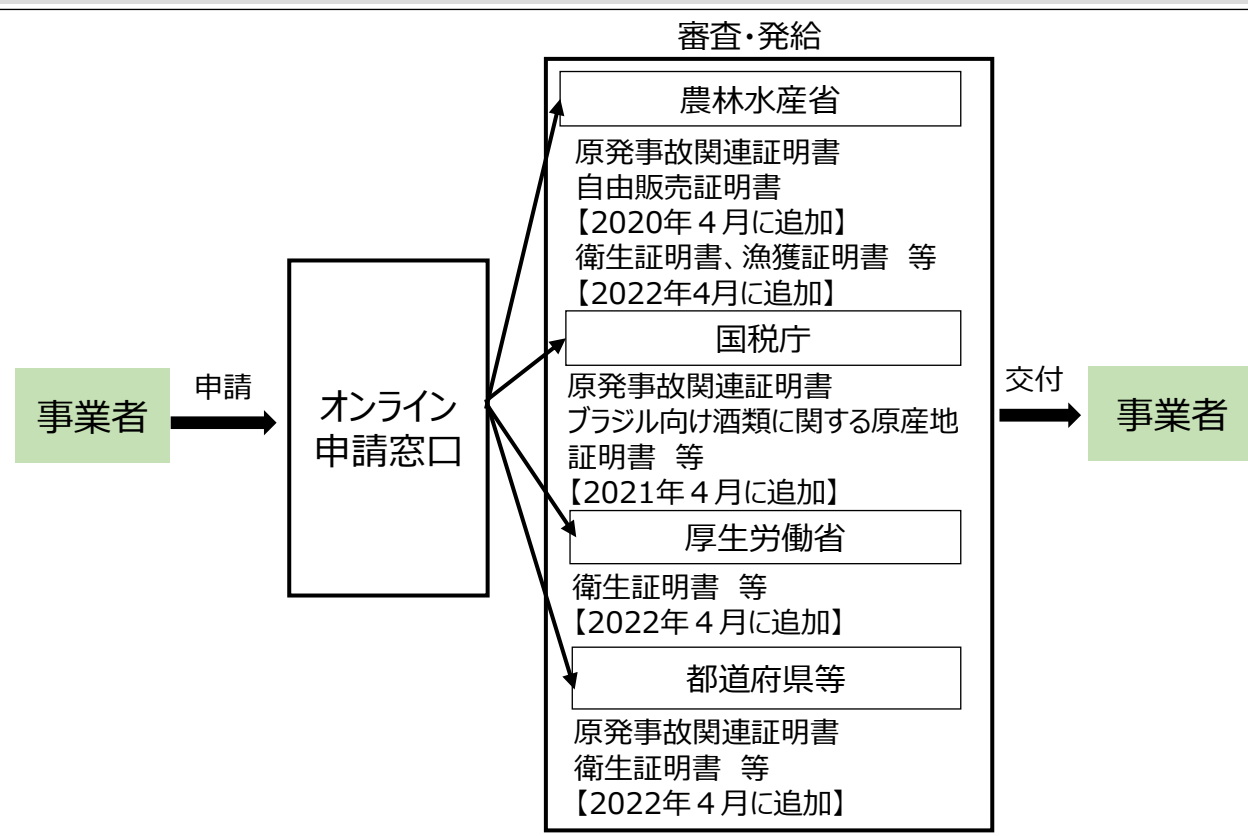
法施行後

輸出促進法に基づく手續規程に一本化。

一元的な輸出証明書発給システムの整備・証明書受取場所の拡大

- 輸出促進法第15条に基づく輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるオンラインシステムを以下のスケジュールで整備。
 - 2020年4月 農林水産省所管の原発事故関連証明書に加え、自由販売証明書を追加
 - 2021年4月 国税庁所管の酒類に関する原発事故関連証明書、ブラジル向け酒類に関する原産地証明書等を追加
 - 2022年4月 農林水産省及び厚生労働省所管の衛生証明書、漁獲証明書等を追加し、原則全ての種類の輸出証明書のシステム運用を整備
- 2021年4月から空港に証明書受取窓口を設置し、一部の輸出証明書について、受取場所を拡大。

輸出証明書発給システムの整備



輸出証明書受取場所の拡大

事業者が輸出する際、輸出証明書をスムーズに受け取ることができるよう交付場所を拡大する必要。



- ・羽田空港での受取
「羽田空港貨物合同庁舎」に証明書受取窓口を設置し、一部の証明書を受け取ることが可能【2021年4月～】
- ・成田空港での受取
成田空港内で一部の証明書を受け取ることができる体制を整備【2022年7月～】

引き続き、地方自治体などにも証明書受取場所を拡大できるように推進。